

埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第34号)の別紙(以下「実施要綱」という。)に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助の対象となる事業は、実施要綱に定めるところによる。
- 2 補助基準額、対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助基準額	対象経費	補助率
1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 <div style="text-align: right;">受講人数×80,000円</div> (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 <div style="text-align: right;">受講人数×80,000円</div>	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	1 / 3
2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 <div style="text-align: right;">3,000,000円</div>		
3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 <div style="text-align: right;">660,000円</div>		
4 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組 (1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合 <div style="text-align: right;">720,000円</div> (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合 <div style="text-align: right;">2,520,000円</div>		
5 地域住民への周知を図る取組 <div style="text-align: right;">640,000円</div>		

(補助金の額)

第3条 補助金の額は次により算出する。なお、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 補助基準額を算出する。
- (3) (1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助金の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の交付申請書は、知事が別に定める期限までに提出するものとする。

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合の変更交付申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項の変更交付申請書は、知事が別に定める期限までに提出するものとする。

(交付決定)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、必要があると認める場合は、交付決定額の範囲内において補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業の完了(補助事業の廃止の場合を含む。第11条第2項において同じ。)後15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日で、知事が別に定める期限までに提出するものとする。

(交付確定)

第9条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、規則第14条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を

定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。